

環審第24号
令和3年3月18日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県環境審議会

会長 本仲 純子



第五期徳島県廃棄物処理計画について（答申）

令和2年12月9日付け環指第1111号により諮問のありました案件について、
次のとおり答申します。

第五期徳島県廃棄物処理計画については、別添のとおりとすることが適当である。
なお、第五期徳島県廃棄物処理計画の実効性を確保するためには、県民・事業者・
市町村及び県といった全ての主体による循環型社会の形成に向けた取組が必要不可欠
であることから、県においては、本計画の趣旨及び内容の周知徹底を図り、各種施策
の効果的な推進に努められたい。